

名古屋市交通局ウェブサイト公募型見積競争実施要領

令和元年12月23日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市交通局企画財務部会計課（以下「会計課」という）において締結する契約について、ウェブサイト公募型見積競争（オープンカウンタ）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ウェブサイト公募型見積競争（以下「ウェブサイト見積競争」という）とは、調達案件の情報を名古屋市交通局ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という）により閲覧に供し、一定の資格を有する者を公募して見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する契約方式のことをいう。

(対象契約)

第3条 ウェブサイト見積競争を行うことのできる契約は次の各号の要件を全て満たすものに限る。

- (1) 名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）第24条に定める随意契約を行うことができる場合に該当する契約のうち、予定価格が30万円超のものであること。
- (2) 名古屋市交通局電子入札システム公募型見積競争実施要領（平成22年8月17日局長決裁）第3条に定める契約でないこと。

(参加資格)

第4条 ウェブサイト見積競争に参加する者は、見積書の受付を開始した日から契約の相手方の決定までの間に名古屋市交通局指名停止要綱（平成15年3月26日局長決裁）による指名停止の期間にない者でなければならない。

(調達案件の公開)

第5条 公募型見積競争に係る調達案件は、ウェブサイトにより公開する。
(見積書の提出)

第6条 見積書は、持参又は電子メールにより提出させることとする。

- 2 ウェブサイト見積競争に参加しようとする者から仕様書等の内容の説明を求められた場合は、速やかに回答する。
- 3 見積書の提出後は、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 必要があると認められる場合は、見積書を提出した者に説明を求めるとともに、必要に応じて指示をすることがある。

(見積書の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) ウェブサイト見積競争に参加するために必要な資格を有しない者により提出された見積書
- (2) 記名押印のない見積書又は記入事項を判読できない見積書
- (3) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもって提出された2通以上の見積書
- (4) 委任状を提出していない代理人の名で提出された見積書
- (5) 一定の金額をもって価格が表示されていない見積書
- (6) 金額が改ざんされ、又は訂正された見積書
- (7) 前条第1項に定める方法によらずに提出された見積書
- (8) 見積書受付締切日時までに会計課に到達しなかった見積書
- (9) その他見積競争の条件に違反して提出された見積書

(契約の相手方の決定方法)

第8条 見積書を提出した者のうち(提出者が1者の場合を含む)、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示し、当該調達案件の参加資格を満たす者を契約の相手方と決定する。

2 前項の場合において、最低見積価格となる同価の見積書を提出した者が2者以上あるときは、当該事業者に対し、再度の見積書の提出を依頼し、最低の見積価格を提示した者を契約の相手方と決定する。

3 予定価格の制限の範囲内で見積書の提出がなかった場合は、直ちに最低見積価格提示者と価格交渉を行い、契約の相手方を決定する。

4 前3項の規定によっても、見積書の提出者がいないとき又は契約の相手方が決定しないときは、公募によらず、見積書を徴取する者を指名し、その者に見積書を提出させて、契約の相手方を決定することができる。

(契約の相手方の決定の通知)

第9条 ウェブサイト見積競争の結果、契約の相手方が決定したときは、当該相手方に対し電話、ファクシミリ等により通知する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行する。